

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

中部（静岡）国民年金 事案 3814（中部（静岡）国民年金事案 3670 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間当時、私は国民年金に加入していなかったため、第 2 回特例納付が実施されていた昭和 50 年 12 月頃に A 市役所の職員が自宅兼職場に訪問してくれ、今、国民年金に加入すると特例で遡って最初の分から国民年金保険料を納付することができるとの説明を聞いた。私は、国民年金に加入していなかった罪悪感もあった上、仕事中であったため早く仕事に戻りたいと思い、家中の現金を集めて職員の言うとおりに、その場で 13 万円を現金で渡したとして申立てをしたが、平成 26 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、当時のことをよく知る元社会保険事務所の職員の B 氏が、私の申立期間の国民年金保険料の納付に関する新たな証言をしてくれるので、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金加入手続は、昭和 50 年 11 月頃に行われ、この加入手続時期は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期とも一致する上、第 2 回特例納付の実施期間（49 年 1 月から 50 年 12 月まで）中であったため、申立人は、申立期間の保険料を特例納付保険料として遡って納付することが可能であったものの、i）特例納付保険料の収納事務は、通常、市町村ではなく社会保険事務所（当時）が取り扱っており、A 市は、職員が未加入者に対し戸別訪問による加入勧奨を行っていたかどうか不明としているため、申立てどおりに同市の職員が戸別訪問し、特例納付保険料の収納のために現金を預かっていたことをうかがわせる事情までは見いだすことができないこと、ii）申立人については、48 年 4 月以降

の保険料が納付済みとされており、当時、受給資格期間の確保に必要な期間を考慮して保険料が納付されたものと推察され、申立人が老齢年金等の受給金額の増額を目的として申立期間の保険料を特例納付保険料として納付したと推認できる事情までは見いだせないこと、iii) 特例納付保険料を納付した記録を有する被保険者の国民年金被保険者台帳については、特殊台帳として保管すべきこととされているものの、申立人の国民年金被保険者台帳の存在は確認できないこと、iv) 同市の国民年金被保険者名簿兼消込カードにおいても、オンライン記録と同様、申立期間の保険料については、納付されていた形跡が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成26年1月16日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の状況をよく知る元社会保険事務所職員が申立期間の国民年金保険料納付に関する証言をしてくれるとして、新たな証言者のB氏の名前を挙げている。上記のとおり、A市によると、当時、市職員が戸別訪問等をしていただどうかは不明であるとしているものの、B氏は、第2回特例納付が実施されていた当時において、C県下の社会保険事務所においては、市町村に対し国民年金の未加入者等の戸別訪問を実施するように指導し、市町村と協力して業務を遂行していたこと、及びA市職員が過年度保険料と特例納付保険料を預かる可能性の見解を示しており、ほかにB氏の知人である元社会保険事務所職員のD氏もその証言に沿う証言をし、これら複数の証言は、申立人の主張する内容が明らかに不合理でないことを裏付けるものであると言える。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を特例納付保険料として納付することとなった契機である市職員の訪問について詳細に覚えており、保険料に充てたとする現金の用意方法も自宅兼職場であったため、日常から自宅に現金が用意してあったと具体的であり、保険料を市職員に納付した直後の知人との会話の内容も覚えているなど、その保険料を納付したとする日の一連の出来事を明確かつ鮮明に記憶しているほか、前回及び今回の申立てに当たり、申立人の主張には一貫性がある。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、昭和50年12月に13万円を市職員に納付したことを60年1月頃にA市役所で確認してくれたとする「E局長」の名前のメモ書き等が残されている。申立人の知人である同市の元職員F氏によると、「E局長」については、既に亡くなっているため、直接の聴取はできないが、同市において管理職者であった人物であるとしていることから、申立人が年金手帳に記載をした内容を知りうる立場の人物であったと考えられる。このため、年金手帳の記載内容については、申立人と顔見知りの「E局長」が申立人に口頭で伝えた内容がメモされたものであると推察でき、所持する年金手帳に年金以外の金銭のメモをするとは考え難く、記載された金額についても

特例納付に係る金額以外には合理的な理由がある金額は見当たらない。これらのことから、今回、年金手帳の記載内容は、同市の元職員のF氏の証言によって信憑^{びよう}性が高まったと言える。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録を調査したところ、A市は、当時、未加入者の適用を職権的な手法で実施し、申立人もその対象者のうちの一人であったものと推認でき、行政側が未加入者の適用後、何ら対策をしていなかったとは考え難いことから、申立人の主張のとおり、戸別訪問及び納付勧奨が行われていたとしても不自然ではない状況であるほか、申立人は、申立期間直後から60歳到達までの国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の保険料について、第2回特例納付制度を利用し、国民年金の被保険者資格を取得した昭和36年4月まで遡って納付したとする申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万円、申立期間②は6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、元清算人から提出された「平成16年分給与所得の源泉徴収票」において確認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間の賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、元清算人から提出された上記賞与に係る資料には、申立期間①及び②に申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社から毎月の月例給与とともに、申立期間①に係る賞

与の支給があった旨及びその金額を示しているところ、同社の元清算人から提出された上記賞与に係る資料から推認される賞与額と申立人が示した金額はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日
申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から毎月の月例給与とともに3万円程度の賞与が支給されたと主張しているところ、同社の元清算人から提出された賞与に係る資料には、申立期間において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認でき、当該合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る賃金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日
申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から毎月の月例給与とともに3万円程度の賞与が支給されたと主張しているところ、同社の元清算人から提出された賞与に係る資料には、申立期間において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認でき、当該合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

申立期間において賞与が支給されたが、賞与記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及びA健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険被保険者記録により、申立人は、申立期間に係る賞与をB社から支給されたことが確認できる。

また、B社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚が所持する賞与明細書及び同社から提出された当該同僚に係る賃金台帳により、当該同僚は、申立期間において賞与を支給され、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人に係る上記健康保険被保険者記録から、52万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は賞与に係る届出を行い、保険料も納付したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成22年7月、同年8月及び23年5月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22年7月及び同年8月は24万円、23年5月から同年8月までは20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、22年7月及び同年8月は訂正前の20万円、23年5月から同年8月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間について、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年9月から23年4月までの期間及び同年9月から24年8月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月から24年8月まで

A社から支払われた給与の額と年金記録が大きく異なっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成22年7月、同年8月及び23年5月から同年8月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、24年10月31日付けで22年7月及び同年8月は20万円、23年5月から同年8月までは15万円とされていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が

時効により消滅した後の25年12月19日付けで、22年7月及び同年8月は24万円、23年5月から同年8月までは20万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（24万円又は20万円）ではなく、訂正前の標準報酬月額（20万円又は15万円）となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細一覧、金融機関から提出された「取引履歴調査結果（流動性預金）」、課税庁から提出された課税資料及びA社から提出された年間賃金台帳（以下「給与関連資料」という。）により、申立人は、当該期間において、36万円から56万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与関連資料において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成22年9月から23年4月までの期間及び同年9月から24年8月までの期間については、給与関連資料により、申立人は、当該期間において、32万円から47万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与関連資料において確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与関連資料から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与関連資料において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月28日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、預金通帳の写し及びA社の回答により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成18年10月から同年12月までは47万円、20年3月は26万円、同年5月から同年8月までは20万円、同年9月から同年12月までは30万円、21年1月は28万円、同年2月、同年4月から同年8月まで、22年9月から24年4月まで、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年1月から20年2月まで、同年4月及び21年3月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、19年1月は32万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は50万円、同年5月は41万円、同年6月は53万円、同年7月は44万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月は50万円、20年1月は30万円、同年2月は41万円、同年4月は44万円、21年3月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、平成18年10月から21年8月まで、22年9月から24年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月から24年8月まで
A社から支払われた給与額と年金記録が異なっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年10月から同年12月まで、20年3月、同年5月から21年2月まで、同年4月から同年8月まで、22年9月から24年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間については、申立人の所持する給料支払明細書又は給与明細一覧、課税庁から提出された課税資料及び年金事

務所が保管する22年から24年までに係るA社の年間賃金台帳（以下「給料支払明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、28万円から53万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、20万円から47万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成18年10月から同年12月までは47万円、20年3月は26万円、同年5月から同年8月までは20万円、同年9月から同年12月までは30万円、21年1月は28万円、同年2月、同年4月から同年8月まで、22年9月から24年4月まで、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年1月から20年2月まで、同年4月及び21年3月については、給料支払明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（19年1月は32万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は50万円、同年5月は41万円、同年6月は53万円、同年7月は44万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月は50万円、20年1月は30万円、同年2月は41万円、同年4月は44万円、21年3月は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間のうち、平成18年10月から21年8月まで、22年9月から24年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給料支払明細書等から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。22年1月以降は、年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年9月から22年8月までの期間及び24年5月については、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額（30万円又は26万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年5月から4年7月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から58年7月まで
② 昭和63年12月から平成9年7月まで

申立期間①はA社について、申立期間②はB社について、年金記録の標準報酬月額と給与支給額に見合う標準報酬月額が相違しているため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成3年5月から4年7月までについては、申立人から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、50万円から53万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額から24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、上記給料支払明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成2年1月から3年4月までの期間及び4年8月から9年7月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿及び離職票において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和63年12月から平成元年12月までについては、申立人は当該期間に係る給料支払明細書等を所持していない上、B社の元事業主は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しており、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人は給料支払明細書を所持していない上、A社の元事業主は、「申立人についての資料は無く不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社の複数の同僚から提出された給料明細書（昭和53年7月、同年8月、同年12月及び56年11月から58年7月までの期間）において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係るオンライン記録における標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8858（中部（愛知）厚生年金事案 8634 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成16年11月から17年1月まで、同年3月から同年6月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間並びに申立期間③のうち、同年12月、18年1月及び同年3月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月から同年9月まで
② 平成16年11月から17年10月まで
③ 平成17年12月から18年11月まで
④ 平成18年12月から19年4月まで

前回の申立てで平成16年10月及び17年11月について、記録が訂正されたが、それ以外の期間においても標準報酬月額は、実際の給与より低額になっている。A社で勤務した申立期間①から③までの期間及びB社で勤務した申立期間④の給与はいずれも45万円であった。新たに見付かった給与明細書（16年11月から17年1月まで、同年4月から同年6月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間）、銀行の振込履歴及び源泉徴収票を提出するので、申立期間①から④までについて、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る当初の申立て（平成16年5月から19年4月までの期間）については、i) 申立期間のうち、16年10月及び17年11月に係る標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年

金保険料控除額から、44万円に訂正することが必要であるとし、一方、ii) 申立期間のうち、16年5月から同年9月まで、同年11月から17年10月までの期間及び同年12月から18年11月までの期間については、申立人は給与明細書を所持していないところ、A社の元事業主から取り寄せたとする上記期間のうち、16年11月から17年10月までの期間及び同年12月から18年4月までの期間に係る給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料額は、当該期間当時の保険料率ではなく、当該期間より後に改定された保険料率に基づき算出した厚生年金保険料額と一致しており、同社の元事業主は、「当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除額については分からない。」と回答していることから、申立人が同社の元事業主から取り寄せたとする当該給与明細書は、当該期間当時に作成されたものとは考え難く、事実在即したものと認められないこと、iii) 申立期間のうち、18年12月から19年4月までについては、B社は、オンライン記録によると、20年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主とは連絡が取れないため、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できず、また、当該期間当時の同僚（上述のA社の元事業主）は、「A社で社会保険を継続できなくなったので、申立人と共にB社で社会保険の被保険者資格を取得した。しかし、当時の資料は残っていない。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける証言は得られない上、そのほかに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、ii) 及びiii) の期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく26年9月18日付け年金記録の一部訂正が必要であるとする通知が行われている。

2 これに対して、申立人は、「新たに給与明細書、銀行の振込履歴及び源泉徴収票を提出するので、申立期間①から④までについて、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

申立期間②のうち、平成16年11月から17年1月まで、同年3月から同年6月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間について、申立人から提出された給与明細書、銀行から提出された振込履歴及び同僚から提出された給与明細書から確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成17年12月、18年1月及び同年3月につ

いて、銀行から提出された振込履歴から推認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る申立期間②のうち、平成16年11月から17年1月まで、同年3月から同年6月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間並びに申立期間③のうち、同年12月、18年1月及び同年3月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、上記給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①及び④について、申立人は、「前回の決定に納得できない。」と主張するのみで、新たな資料の提出は無く、給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

また、申立期間②のうち、平成17年2月及び同年7月について、「平成17年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額及び社会保険控除額は、給与明細書から確認できる各金額の11か月分と一致又はおおむね一致しているものの、申立人は、当該期間に係る給与明細書を保管していない上、上述の振込履歴により、A社からの給与の振込みが確認できない。

さらに、A社の同僚から提出された「平成18年分給与所得の源泉徴収票」の給与の支払金額は、課税庁から提出された同年分の給与支払報告書の給与の支払金額並びに同年の給与明細書及び銀行口座履歴で確認できる給与支給額の合計額のいずれとも異なっていることが確認できる。

これらの関連資料等を総合的に判断すると、申立人が提出した源泉徴収票をもって、平成17年2月及び同年7月の給与の支給及び保険料控除を認めることはできない。

また、申立期間③のうち、平成18年2月及び同年5月について、新たな資料の提出は無く、同年4月及び同年6月から同年11月までの期間については、上述の振込履歴においてA社から振込みが確認できるものの、当該振込額は、20万円若しくは30万円とされており、申立人が主張する報酬月額が支給され、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間①、申立期間②のうち、平成17年2月及び同年7月、申立期間③のうち、18年2月及び同年4月から同年11月までの期間並びに申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、同社C工場）における厚生年金保険被保険者取得日は昭和19年11月4日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月4日から20年10月1日まで

A社B工場に入社し、D部署に配属され、その後戦火がひどくなった際に事務室がE市に疎開になったため、同僚と一緒に同市に下宿し、終戦まで同市にて勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社B工場の記録が全く無いことが分かった。一緒にE市に疎開して勤務した同僚は、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がある。

A社B工場に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人は昭和19年11月4日に厚生年金保険の資格を取得しているところ、A社C工場から提出された申立人の在籍に係る資料によれば、「入社 19年11月4日 20年9月30日 退職」との記載が確認できることから、申立人は、申立期間において、同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間においてA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和19年12月16日から20年9月1日までの期間）のある同僚は、「申立人と一緒にD部署に所属し、二人一緒にE市に疎開し、同市にて勤務した。終戦後も

同市で残務整理し、自分は申立人より先に退職した。当時のA社B工場の社員は全て厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言している。

一方、A社B工場の労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により全て焼失し、現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、同被保険者名簿では、申立期間の被保険者記録は無いが、オンライン記録には、申立期間の被保険者記録が確認できる者も複数見られることから、保険出張所（当時）における年金記録の管理が十分になされていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社B工場において昭和19年11月4日に被保険者資格を取得し、20年10月1日に資格を喪失したことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までは36万円、17年9月から18年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までの期間及び17年9月から18年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から21年9月1日まで
私は、A社に入社し、同社の厚生年金保険被保険者であった。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間の給与から控除されている厚生年金保険料は標準報酬月額に見合う額より高額であり、標準報酬月額と相違していることが分かった。資料として申立期間に係る給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額から、申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までは36万円、17年9月から18年8月までは32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までの期間及び17年9月から18年8月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から17年8月までの期間及び18年9月から21年8月までの期間については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

中部（富山）厚生年金 事案 8861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、元清算人から提出された「平成16年分給与所得の源泉徴収票」において確認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、元清算人から提出された上記賞与に係る資料には、申立期間①及び②に申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社から毎月の月例給与とともに、申立期間①に係る賞

与の支給があった旨及びその金額を主張しているところ、元清算人から提出された賞与に係る資料で確認できる社会保険料の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が主張している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万3,000円、申立期間②は6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6万9,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、元清算人から提出された「平成16年分給与所得の源泉徴収票」において確認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、元清算人から提出された上記賞与に係る資料には、申立期間①及び②に申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社から毎月の月例給与とともに、申立期間①に係る賞

与の支給があった旨及びその金額を示しているところ、同社の元清算人から提出された賞与に係る資料から推認される賞与額と申立人が示した金額はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月30日から同年10月1日まで

私はB社に入社後、グループ会社であるA社及びC社に出向したが、勤務の中断は無く継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿、同社の回答及び当時の経理担当者の回答から判断して、申立人は、同社のグループ会社であるA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録によると、A社の離職日が昭和52年9月30日、B社の取得日が同年10月1日となっていることが確認できることから同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和52年9月の随時改定の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保

険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万円、申立期間②は18万円、申立期間③は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 29 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 12 月 20 日
④ 平成 22 年 8 月 11 日
⑤ 平成 23 年 8 月 15 日

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、金融機関から提出された預金取引明細表及び申立人から提出された人事記録等により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書及び人事記録等により、これらの同僚は、申立人と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記人事記録、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立

期間①は 25 万円、申立期間②は 18 万円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④及び⑤について、申立人から提出された預金通帳の写しによると、当該期間について、同月内に「給与」の振込みが 2 回確認できるが、上記預金通帳の写しには給与又は賞与の区別の記載が無く、当該振込みが賞与であったとの確認ができない。

また、申立期間④及び⑤について、A社から回答が得られず、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間④について、課税庁から提出された「平成 23 年度市民税・県民税課税証明書」において確認できる平成 22 年分の社会保険料額は、同年に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料額とおおむね一致しており、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

加えて、申立期間⑤について、課税庁から提出された「平成 24 年度市民税・県民税課税証明書」において確認できる平成 23 年分の社会保険料額は、申立人から提出された給与明細書及び賞与明細書から確認又は推認できる社会保険料額とおおむね一致しており、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

このほか、申立期間④及び⑤について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3815

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

私は、平成2年4月に会社を退職することになったので、A市B区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際、同区役所の職員からこれまでの国民年金保険料の未納分を全額納付しないと国民年金には加入できないとの説明を受け、年金手帳の初めて被保険者となった日欄に「平成2年3月5日」と記載された同手帳の交付を受けた。しばらくして、切替手続時に説明を受けた保険料の未納分である24万円ぐらいの現金を銀行から引き出し、同区役所で直接職員に保険料を納付した。その際に年金手帳の初めて被保険者となった日を「昭和60年4月1日」に訂正してもらったことも覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月にA市B区で払い出されたと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が初めて行われ、その手続の際に、申立期間が含まれる昭和60年4月から平成元年6月までの国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人の2年4月頃に国民年金の加入手続を行った記憶とおおむね一致している上、申立人は、現金を銀行から引き出し、同区役所で直接職員に保険料を納付した際に、年金手帳の初めて被保険者となった日を訂正してもらったと記憶しているところ、申立人が所持する年金手帳によると、申立人の主張どおり、初

めて被保険者となった日欄において、「平成2年3月5日」から「昭和60年4月1日」に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、上述の昭和60年4月1日の国民年金の被保険者資格取得日に係る事務処理は、平成2年5月25日付けで行われていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料については、この事務処理が行われた同年5月において既に2年の時効が成立しており、申立人は、遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の未納分である24万円ぐらいの現金を銀行から引き出し、A市B区役所の窓口で同区の職員に保険料を納付したとしているところ、同市によると、区役所担当窓口では過年度保険料の収納は取り扱っていなかったとしていることから、申立人は同区役所の窓口では申立期間の保険料を遡って納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述のとおり、申立人の所持する年金手帳においては、申立人が国民年金の被保険者となった日について「平成2年3月5日」から「昭和60年4月1日」に訂正されていることが確認でき、その訂正に至った経緯は不明であるものの、A市の国民年金被保険者名簿の被保険者資格取得欄及びオンライン記録においては、当初から同年4月1日に申立人に係る被保険者資格が取得されていたことが確認でき、これら被保険者資格記録が訂正された形跡は見当たらないことから、年金手帳の訂正が、申立人に係る国民年金保険料の納付記録に影響するものであったとは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで

私の所持している国民年金手帳、国民年金手帳保管証書及び昭和48年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書については、記載されている名前の漢字に間違いがある。また、国民年金手帳保管証書には、「昭和47年4月1日」の日付とともに、「A市役所で保管しております。」との記載があるため、私の国民年金手帳は、昭和47年4月1日には発行されていたこととなる。

昭和59年度の国民年金保険料については、所持している納付書を見ると、「昭和59年4月29日以降は使用できません。」と記載があるにもかかわらず、「昭和59年5月1日」の領収済印がある。

以上のことから、誤った名前での年金記録管理と、誤った納付記録管理が行われた可能性があると考えるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以外の国民年金保険料に関する領収証書等を複数提出しているが、それを見ると納付期間及び納付場所がばらばらであるため、当時の行動を思い出すことは難しいとしており、申立期間に係る具体的な保険料納付状況の詳細までは不明である。

また、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月頃に払い出されており、申立人が主張する誤った氏名の記載等を踏まえた上で確認をしても、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年10月1日まで遡って申立人の国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立期間において夫

が厚生年金保険被保険者であるため、申立人は、制度上、国民年金の任意加入対象者となり、遡って国民年金被保険者資格を取得することができないこととも符合している。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、所持しているA市発行の国民年金手帳保管証書には、「昭和47年4月1日」の日付とともに、「A市役所で保管しております。」との記載があるため、自身の国民年金手帳は、昭和47年4月1日には発行されていたこととしている。しかし、同市回答書（平成20年11月21日付け市長回答）によると、国民年金手帳保管証書については、当時、年度初日（4月1日）の日付を入れて印刷したものを使用していたため、当該日付部分に関しては変更することができず、年度の途中で被保険者となった者に対しても、同様に年度当初に作成したものを発行していた旨の回答が記載されているほか、申立人の国民年金被保険者資格取得日については、国民年金受付処理簿、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、上述の同年10月1日とされていることが確認できることから、申立人が申立期間において国民年金被保険者資格を取得していた形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、所持している国民年金手帳、国民年金手帳保管証書及び昭和48年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書については、記載されている名前の漢字に間違いがあるとしているところ、これら申立人が所持する資料等を見ると、申立人の主張のとおり、申立人の氏名が漢字で記載されており、氏名のうちの漢字一文字が誤って記載されていたことが確認できる。しかし、そのほかの申立人の国民年金手帳記号番号、生年月日等については、いずれも正しい記載であったことが確認できることから、当該名前の漢字の誤りをもって、申立期間について、記録漏れ、記録誤り、別人データへの混入等があったと推認することまではできない。

このほか、申立人は、昭和59年度の国民年金保険料については、所持している納付書を見ると、「昭和59年4月29日以降は使用できません。」と記載があるにもかかわらず、前納分として「昭和59年5月1日」の領収済印があるとしている。オンライン記録によると、当該年度の保険料については、前納保険料ではなく、昭和59年5月18日付けで通常の保険料として収納されており、当該領収済印が押された日以後、正式に収納されるまでに数日間の時間を要していたことが確認できる。しかし、オンライン記録では、当時の事務処理の経緯までは不明であり、何らかの補正等が行われていた可能性は見受けられるが、当該年度については、申立期間とは近接しておらず、申立期間の保険料納付の記録管理に直接影響を及ぼしていたことを見いだすことはできない。

2 申立人は、意見陳述において追加資料として、A市発行の国民年金手帳保

管証書の日付についての同市職員の見解が記載された文書、夫に係る昭和47年分給与所得の源泉徴収票、申立人の出産に関し交付された母子健康手帳、夫に係るA市の住民基本台帳（住民票）、申立人の生年月日が訂正されたことが分かる夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、昭和51年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書、昭和56年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書、その他申立人の主張が記載された文書など、複数提出している。

国民年金手帳保管証書の日付についてのA市職員の見解が記載された文書については、平成27年1月30日付けで、「上記昭和47年4月1日の日付について4月1日になっている理由について説明はできない。調査方法について資料はありません。」と当該保管証書の写しの余白に記載があるとともに、同市職員の名義、押印がされている。しかし、当該保管証書には国民年金手帳記号番号が印字されており、その前後の番号の被保険者の加入状況を見ても、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月1日時点では払い出されておらず、上述のとおり、同年11月頃に初めて払い出されていたと考えるのが妥当である。

また、申立人は、i) 源泉徴収票、母子健康手帳及び住民基本台帳（住民票）について、これら資料等にA市以外の住所地が記載されていること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票について、申立人の生年月日の訂正が行われていること、iii) 氏名について他の誤った読み方や記載をされた経験があることを挙げ、A市だけでなく他の住所地、生年月日及び氏名で、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性がある旨の主張をしている。しかし、これらの資料及び事情を考慮しても、上述のとおり、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、所持している領収証書等の一部について、領収証書を見ると前納でまとめて領収されているにもかかわらず、オンライン記録では月ごとに納付した場合の表示とされていること、及び領収証書の1か月分ごとに納付した場合に押印する欄と一定期間分をまとめて納付した場合に押印する欄のいずれの欄にも領収印が重複して押されていることを挙げている。しかし、これら領収証書等については、申立期間に関するものではなく、申立期間の保険料納付の記録管理に直接影響を及ぼしていたことを見いだすことまではできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8865

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

申立期間について、A社（現在は、B社）から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表によると、申立期間において賞与の振込みは確認できない。

また、B社は、「当時の資料は残っておらず、不明である。」と回答しており、申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8866

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

申立期間について、A社（現在は、B社）から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳によると、申立期間において賞与の振込みは確認できない。

また、B社は、「当時の資料は残っておらず、不明である。」と回答しており、申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8867（愛知厚生年金事案 4275、4996、6220、7652、
中部（愛知）厚生年金事案 7917 及び 8241 の
再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 17 日から 28 年 4 月 19 日まで
② 昭和 28 年 4 月 27 日から同年 7 月 8 日まで
③ 昭和 28 年 7 月 8 日から 32 年 3 月 31 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることに納得できなかったため、年金記録確認の申立てをこれまでに 6 回行ったが、いずれも申立てを認めることはできないとの通知を受けた。

新たに提出する資料は無いが、脱退手当金の請求をしたことは無く、受給もしていないので、改めて調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和 51 年 2 月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金を支給したとする記録があり、申立期間の脱退手当金は、申立人が当該期間に勤務した事業所の被保険者期間全てが計算の基礎とされている上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 2 回目の申立ての際に申立人から提出された卒業証書により、脱退手当金の支給日に学生であったことは推認できるものの、そのことが、当初(1 回目)の決定を変更すべき新たな事情であると認めることはできないことのほか、申立人から聴取しても、受給し

た記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 3回目の申立ての際に申立人が名前を挙げた同僚二人は、「脱退手当金について記憶は無いし、年金手続に関する当時の状況についても覚えていない。」と証言しており、申立人の申立期間における脱退手当金の受給の有無及び申立期間の最終事業所における当時の脱退手当金の取扱いについて証言は得られないこと、v) 4回目の申立ての際に申立人が名前を挙げた当時の事務担当者は、当初(1回目)の申立てでも名前を挙げており、年金記録確認愛知地方第三者委員会(当時)は、申立期間に係る当初の審議において、当該事務担当者に対する調査を踏まえて、年金記録の訂正は必要でないとする結論を出していることから、当該事務担当者の名前は新たな事情とはならない上、4回目の申立てに当たり、再度、当該事務担当者を調査したものの、連絡先が不明であり、当初の調査と同様に証言は得られないこと、vi) 5回目の申立ての際に申立人が新たに名前を挙げた同僚3人のうち2人については、脱退手当金に関する証言を得ることはできず、残りの1人も、「連絡をもらって初めて脱退手当金のことを知ったが、詳しいことは分からない。」と証言していることから、当時の脱退手当金の取扱いについて証言が得られないこと、vii) 6回目の申立ての際に申立人が新たに名前を挙げた同僚3人のうち1人については、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できず、もう1人については、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間が短期間であることから、脱退手当金の受給要件を満たしていないことが認められ、残りの1人については、照会を行ったものの回答が得られないとして、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づき平成22年9月8日付け、23年1月13日付け、同年8月24日付け及び25年3月13日付けで、年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づき同年8月21日付け及び26年1月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「新たに当時の同僚二人の氏名を思い出したので改めて調査し、記録を訂正してほしい。」と主張し、7回目の申立てをしている。

しかしながら、申立人が名前を挙げている同僚二人のうち一人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できず、残りの一人は、同事業所の厚生年金保険被保険者期間が短期間であり、その資格喪失日において脱退手当金の受給要件を満たしていなかったことが認められる。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、前述の i) 及び ii) のとおり、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどからむしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。